

2020

6

June

そうま会議所だより

No.390



主な記事

- P 2 ・新型コロナウイルスに係る企業等への影響等調査について
- P 3 ・相馬市長に「新型コロナウイルス感染症対策」緊急要望
- ・サービス業部会開催
- ・飲食店応援前払利用券発行支援事業取扱店募集のご案内
- ・相馬復興市民市場（土産品コーナー）出品希望者募集のご案内
- ・マル経資金のご案内
- P 4～6 ・新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ
- P 7 ・令和2年度労働保険料等の申告・納付期限延長等について
- P 8 ・福島、米沢の情報コーナー
- ・会員ビジネスボード（メルカート、さんすい）

◆相馬光陽パークゴルフ場◆

パークゴルフは、公園でボールを飛ばして遊んだことから始まった「自然の中で遊ぶ」が原点のスポーツ。ルールもかんたん、クラブ1本とボール1個あれば、子供からお年寄りまで、誰でも手軽にプレーを楽しめます。

相馬光陽パークゴルフ場は、必要な道具も準備しておりますので、手ぶらでもOK！

爽やかな風と柔らかにふりそそぐ日差しをからだ一杯に受け、緑一面の芝生を踏みしめながら、プレーを心ゆくまでお楽しみください。

○利用時間 3月～10月 午前8時30分～午後5時
 11月～2月 午前8時30分～午後4時

○コース 9コース 81ホール（国内最大級）

○定休日 12月31日、1月1日
 天候等により臨時に休業することがあります。

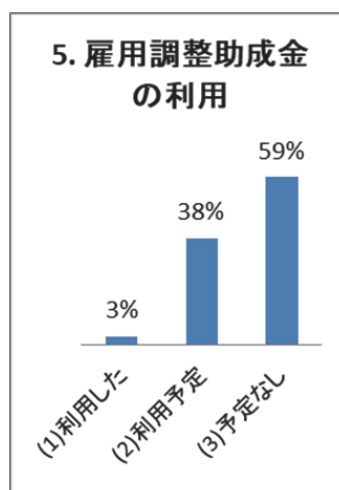
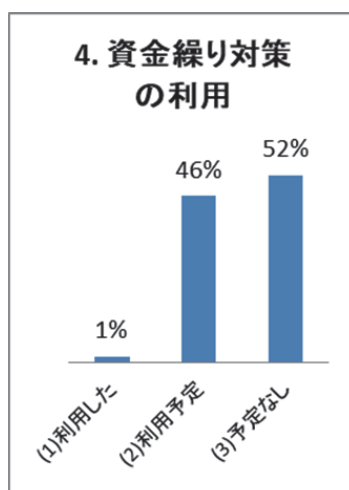
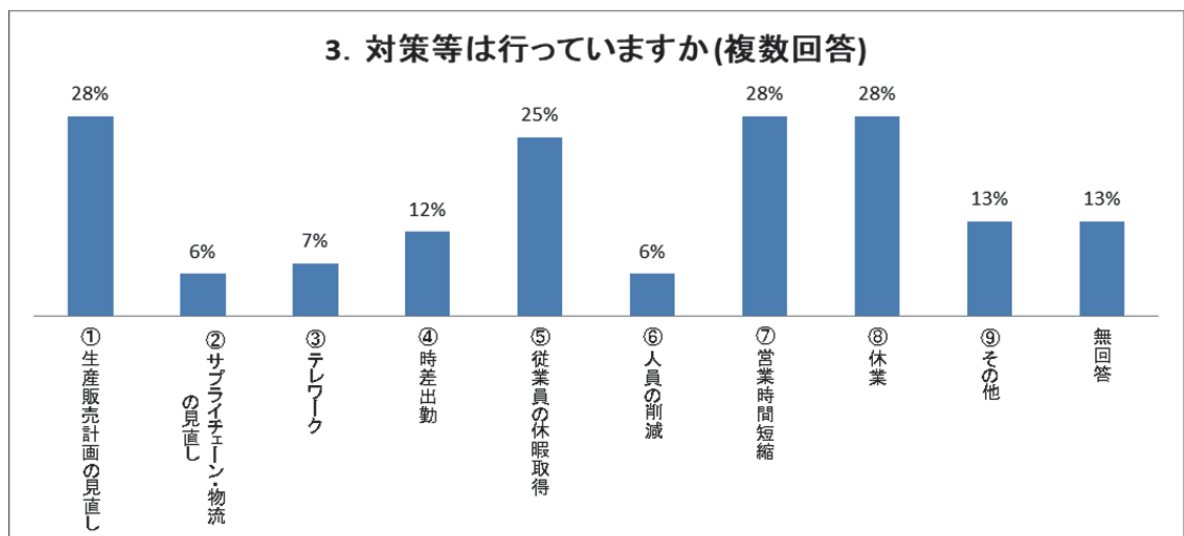
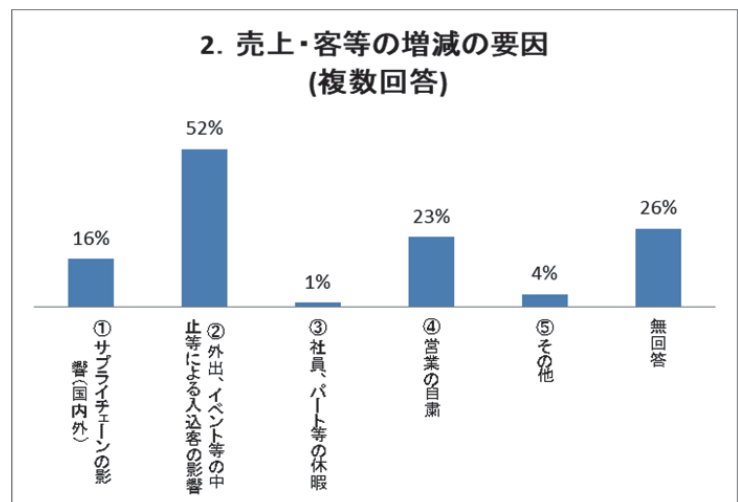
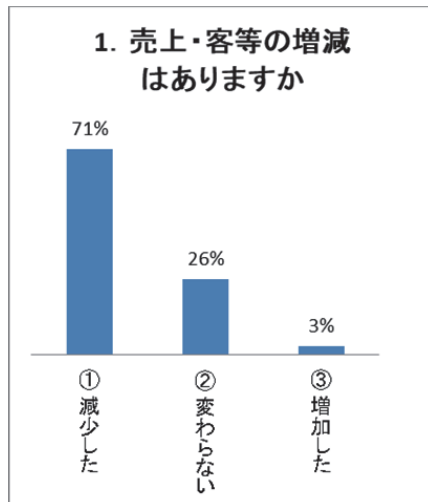
○TEL 0244-26-8009

※写真提供：相馬光陽パークゴルフ場（撮影：平成29年4月）

新型コロナウイルスに係る企業等への影響等調査について

新型コロナウイルスの流行による、市内中小企業・小規模事業者への影響等緊急調査を行いました。ご協力ありがとうございました。結果につきましては今後の当所施策要望活動に活かしてまいります。

- ・ 調査期間 令和 2 年 4 月 20～24 日
- ・ 調査方法 FAX・TEL にて調査票を依頼
- ・ 調査依頼者 相馬商工会議所 役員・議員事業所・飲食マップ参加事業者 123 者
- ・ 回答数 69
- ・ 回収率 56%



業種別 売上の増減

単位: 事業所数

業種	減少した	変わらない	増加した	合計
サービス業	6	4		10
飲食業	15			15
建設業	4	6		10
工業	5	3	1	9
宿泊業	6			6
商業	8	5	1	14
水産加工業・卸	5			5
総計	49	18	2	69

相馬市長に 「新型コロナウイルス感染症対策」 緊 急 要 望

去る5月1日に立谷相馬市長に対し、新型コロナウイルス感染症拡大により、深刻な影響を受けている市内飲食店をはじめとするサービス業界に向けた、国、県に対する支援制度創設の働きかけと相馬市独自の中小企業・小規模事業者への支援を要望した。

当所からは、草野会頭、和田山専務理事が出席し相馬商工会議所会頭と相馬市観光協会会長連名の要望書を立谷市長に手渡した。当日は、前号で紹介した、相馬市松川浦観光旅館組合の管野正三組合長、松川浦観光振興グループ管野貴拓事務局長、市内飲食店から森保幸氏らも同席し市長に切実な思いを伝えた。

○要望内容は以下の通り

1. 休業要請による休業及び休業要請対象外事業所の自主休業により発生する損失補填
2. 売上の減少が著しい事業所に対する家賃補助や固定資産税の減免
3. 雇用維持のために売上の減少が著しい事業所に対する社会保険料の減免
4. 売上の減少が著しい事業所に対する水道の基本料金減免
5. 飲食店等が行うテイクアウト、デリバリー等の導入費用の補助
6. 新型コロナウイルス感染者が店舗に立寄った際の消毒費用の補助



5/26 サービス業部会開催

サービス業部会が当所大会議室にて開催され、15名が出席した。

議事では、「議案(1)部会長選任」について審議され、(株)東邦銀行相馬支店長の村上将臣氏が選任された。続いて「議案(2)令和2年度事業計画(案)」については原案のとおり承認された。

新部会長

(株)東邦銀行 相馬支店 支店長
村上 将臣 氏



飲食店応援前払利用券発行支援事業 取扱店募集

当所では福島県が実施する飲食店応援前払利用券発行支援事業『がんばる地元(おらほ)の飲食店応援(エール)券』の取扱店を募集します。

この事業は、県が発行するプレミアム付き前払利用券(応援券)を各飲食店が販売することにより、即座の現金収入の確保と飲食店の利用促進を図ることを目的とするものです。

事業の概要並びに取扱店申込等の詳細は同封のチラシをご覧ください。

問合せ先 業務課 ☎ 36-3171

相馬復興市民市場(土産品コーナー) 出品希望者募集

当所では、会員事業所が扱う物産品のPR及び販路拡大を図るため、2020年10月オープン予定の相馬復興市民市場(土産品コーナー)に委託販売方式により出品する事業所を募集します。

事業の概要並びに取扱店申込等の詳細は同封のチラシをご覧ください。

問合せ先 業務課 ☎ 36-3171

相馬商工会議所“マル経資金”

★融資(貸付)限度額 2,000万円	★年利(R 2.5.1 現在) 運転資金 1.21% 設備資金 東日本大震災に対応する「災害マル経」(金利-0.9%) 「設備資金貸付利率特例制度」(金利-0.5%)
★返済期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	★担保・保証人 不 要

【ご利用できる方】

- ・1年以上事業を行い、商工会議所の経営指導を原則6ヶ月以上受けている方
- ・所得税(法人税)、事業税、住民税を完納している方
 - 商業・サービス業(従業員5人以下)
 - 建設・製造業 他(従業員20人以下)

●問合せ先 中小企業相談所 ☎ 36-3171

新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

令和 2 年 5 月 22 日時点で国・県等が発表している施策の一部をお知らせします
詳しくは会報同封のチラシ・各 HP 等をご参照下さい

【経営相談窓口の開設】

当所では1月29日(水)より「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、経営相談を行っています。
【開設時間】 平日 8:30 ~ 17:15
【お問合せ先】 相馬商工会議所 ☎ 0244-36-3171

【持続化給付金（国）】

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度の活用をご検討ください。

【給付額】

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とします。

■売上減少分の計算方法 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲ 50%月の売上× 12 ヶ月）

【給付対象の主な要件】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者。
- ② 2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③ 法人の場合は、（Ⅰ）資本金の額または出資の総額が 10 億円未満、又は、
（Ⅱ）上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2000 人以下

である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局 HP <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

【福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金交付事業】

1. 交付要件

（1）協力金

- 県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも 4 月 28 日（火）から 5 月 6 日（水）までの間、県内の**施設の休止**や**営業時間の短縮**の対策を講じていること。
- 令和 2 年 4 月 20 日（月）以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
- 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

（2）支援金

5 月 7 日木以降も継続して休業要請等に応じて**施設の休止**や**営業時間の短縮**の対策を講じ、事業再開に向けて感染防止の対策に取り組んでいること。

2. 交付額

- （1）協力金 10 万円から 30 万円県内の事業所を 1 か所賃借していれば 20 万円、複数箇所を賃借していれば 30 万円
- （2）支援金協力金に加えて一律 10 万円

3. 申請に必要な書類

- 申請書（休業期間、法人番号（法人に限る）等を記載）及び営業実態が確認できる書類（例：直近の確定申告書の写し等）
- 休業の状況が確認できる書類（例：休業期間を周知するホームページや店頭ポスター、DM等の写しなど）

4. 申請受付期間

令和 2 年 5 月 15 日（金）から令和 2 年 7 月 31 日（金）まで

5. 申請手続

- （1）電子申請福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請専用ポータルサイトから申請
- （2）郵送〒 960-8043 福島市中町 1-19 福島中町郵便局留福島県休業協力金事務局宛（7 月 31 日（金）の消印有効）

6. 問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症に関する「福島県休業協力金」の専用相談窓口（コールセンター）
☎ 024-521-8575

【融 資】**【セーフティネット保証】**

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

【保証付き融資における 保証料・利子減免】

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

【お問合せ先】 市内金融機関・福島県信用保証協会 相双支店 ☎ 0244-23-5105

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】

日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。3月17日より制度適用開始。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】 5年以内

【融資限度額（別枠）】 中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【お問合せ先】 日本政策公庫 福島支店 <国民生活事業> ☎ 024-523-2341 <中小企業事業> ☎ 024-522-9241

【新型コロナウイルス対策マル経】

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金利】 経営改善利率1.21%（令和2年3月2日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

【お問合せ先】 相馬商工会議所 ☎ 0244-36-3171

【特別利子補給制度】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象に。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし

②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少

③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間

・補給対象上限：（日本公庫等）中小事業1億円、国民事業3,000万円

【 雇 用 】**【雇用調整助成金の特例措置】**

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するもの。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置**【特例の対象となる事業者】**

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】

○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの休業等に適用

①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業 4/5、大企業 2/3）

②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業 9/10、大企業 3/4）

③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業 2,400 円、大企業 1,800 円）

④新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者も助成対象

⑤ 1 年間に 100 日の支給限度日数とは別枠で利用可能

⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和 2 年 1 月 24 日以降のものに遡って適用

⑦生産指標の要件を緩和（対象期間の初日が令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 6 月 30 日までの間は、5%減少）

⑧最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃

⑩事業所設置後 1 年以上を必要とする要件を緩和

⑪休業規模の要件を緩和

⑫支給対象期間の初日が令和 2 年 1 月 24 日から 5 月 31 日までの休業に係る休業申請について、申請期限を令和 2 年 8 月 31 日まで特例的に緩和

○活用しやすさ

※休業等の初日が令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 7 月 23 日までの場合に適用

⑬短時間一斉休業の要件を緩和

⑭残業相殺制度を当面停止

⑮申請書類の大幅な簡素化

⑯休業等計画届の提出が不要（令和 2 年 5 月 19 日より）

⑰オンライン申請の開始

【特例措置の更なる拡大について】

中小企業において、労働基準法上の基準（60%）を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行います。

【特例措置の内容 1】**拡充 1.**

中小企業が都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に 100%とします。休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に 100%とします。

拡充 2.

1 に該当しない場合であっても、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の 60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に 100%にします。

【特例措置の内容 2】

従来の雇用調整助成金の特例措置においては、最近 1 ヶ月間の生産指標と前年同月の生産指標とを比較することとし、事業所を設置して 1 年未満に満たない事業所については、令和元年 12 月と比較できることとしていました。

今般、これを緩和し、前年同月と比較できない事業所については、

①前々年同月

②前年同月から計画届けを提出する前々月の 12 ヶ月のうち、適切な 1 ヶ月いずれかと比較して、5%減少していることが確認できれば、雇用調整助成金の特例が利用可能となります。

【お問合せ先】 ハローワーク相馬 ☎ 0244-36-0211

令和2年度労働保険料等の申告・納付期限が令和2年8月31日まで延長されました**概要**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限（年度更新期間）について**令和2年8月31日まで**延長することといたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます（下記参照）。

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること
※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること（※2）
※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください（※3）（※4）。
※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- ※4 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※5）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。（電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくことになります。））
- ※5・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いします。
 - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ ご不明な点があれば、下記までお問合せください。

福島労働局 ☎ 024-536-4607

相馬労働基準監督署 ☎ 0244-36-4175

INPIT知財総合支援窓口

知財のことならご相談ください

（相談・支援は無料です）

特 許

意 匠

TEL 024-963-0242

一般社団法人福島県発明協会

商 標

著作権

福島・米沢の情報コーナー 東北中央自動車道〔相馬⇄福島⇄米沢〕

これまで、3 地域の活性化を目的に相互の「観光情報」を掲載して参りましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、不要不急の外出時自粛要請の環境下にあります。今般の情報は、過去のものも含め、事態が収束した時点にご活用くださるようお願いいたします。

福島

福島聖ステパノ教会

NHK 連続テレビ小説「エール」のオープニングのタイトルバックで裕一と音が心を寄せ合う印象的なシーン。そして、少年時代の裕一と音が初めて出会う運命的なシーン。青年裕一が音楽の道へ進むか悩み、音に背中を押され東京行きを決意するシーンと劇中、重要なシーンが撮影された教会が「福島聖ステパノ教会」です。「エール」の物語上では、川俣町にある設定ですが、この教会は福島駅から歩いて 10 分ほどの置賜町にあります。裕一のモデルとなった古閑裕而氏の生家からもすぐの場所にあります。重要なシーンに何度も使用され、「エール」になくはないロケ地「福島聖ステパノ教会」をぜひ一度訪れてみてはいかがでしょうか。不在の場合もありますので、訪れる際は、事前に福島聖ステパノ教会までお問合せください。



■お問い合わせ先

福島商工会議所 地域振興課 本田 ☎ 024-572-7118
 福島聖ステパノ教会 ☎ 024-522-5345

米沢

置賜・米沢の観光をサポートするスマホアプリ「たまぷり」

スマホを片手に米沢のまちを散策！「たまぷり」は置賜・米沢エリアの観光名所、温泉、グルメの情報満載のスマートフォンアプリです。今いる場所からのオススメスポットの紹介、経路ナビゲーションなど、便利な機能が満載です。



ダウンロード
 はこちらから

【クーポン機能】

各施設等で使えるアプリ限定のお得なクーポンをGET！

【コンシェルジュ機能】

道の駅米沢の観光コンシェルジュにコンタクト可能。オススメの店舗やルートを伝授！

【スタンプラリー機能】

アプリを使ってスタンプラリーイベントに参加できる！
 ※観光の際は、米沢市公式HP等で最新の新型コロナウイルス感染症対策について情報を確認のうえ、お出かけください。

掲載無料



会員ビジネスボード Business Board

イチオシ商品・サービス情報満載！ビジネスパートナー探しにも

本格的なパスタ・ピザを、お楽しみ下さい

当店は、パスタとピザを中心にお客様に料理を提供しております。パスタは和風味、トマトソース、ホワイトソースと種類豊富です。ピザも生地から焼き上げチーズたっぷりピザが楽しめます。平日 11～14 時まではランチパスタもありです（サラダ・ドリンク付き 980 円）（税別）是非ご来店ください。
 ＊ピザ、パスタのテイクアウトも出来ますので、お問合せ下さい。



洋食レストラン メルカート

住 所 : 〒976-8501 相馬市沖ノ内 3 丁目 10-26
 電 話 : 0244-36-2388
 営 業 時 間 : 10:30～21:00 (オーダーストップ)
 月曜日のみ 10:30～14:00



コラーゲンたっぷり 鳥だし「そばつゆ」

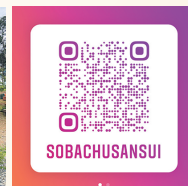
令和元年 5 月 6 日に「そば処・さんすい」を開店しました。そば・うどん・ラーメン・杏仁豆腐・コーヒー等お客様の要望で少しずつメニューが増えました。鳥だしをベースにしたスープは、コラーゲン豊富で、まったり感があります。天ぷらは、「ヒラメ」「ウドの新芽」など季節に応じて調理しております。庭には、四季折々の草花があり、自然の中で「ほっ…」としながら食事が楽しめます。のコーヒーを庭の草花を自由に鑑賞しながら、飲むのもまた楽しいと思います。



飲食業

そば処「さんすい」

住 所 : 〒976-0052 相馬市黒木字芹谷地 50-6 (黒木サッカー場西側)
 Instagram : sobachusansui
 電 話 : 0244-35-0114
 営 業 時 間 : 11:00～14:00
 定 休 日 : 火曜日 (原則)
 「6」のつく日は大盛無料!!



ご注意

掲載情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接連絡・交渉をお願い致します。(トラブルが生じた場合、当会議所では責任を負いかねます。)

掲載企業募集中！【問合せ先】相馬商工会議所 TEL 3 6 - 3 1 7 1

相馬商工会議所の会員事業所であればどなたでもご利用いただけます。
 新サービスや新商品の PR だけでなく、ご自分の事業所の紹介でも何でも結構です。